

令和6年度第3回沖縄海区漁業調整委員会議事録

日時 令和6年6月14日(金)
午後 14時01分～15時03分
場所 沖縄県庁6階第2特別会議室

出席者

委員 12名

(会場参加)

赤嶺 博之 委員	上原 亀一 委員	大嶺 嘉昭 委員
八前 隆一 委員	山内 得信 委員	新立 弘子 委員

(Web参加)

池田 博 委員	当真 聡 委員	藤田 喜久 委員
大谷 健太郎 委員	山川 彩子 委員	城間 恒浩 委員

事務局職員 5名

井上 顕 (事務局長)	本永 文彦 (主任書記)
紫波 俊介 (主任書記)	米丸 浩平 (主任書記)
松崎 遣大 (書記)	

(水産海洋技術センター)

秋田 雄一

○事務局(井上) 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、委員会を始めさせていただきます。

まず、資料の確認です。本日の資料は、議事次第、そして議案書の2点でございます。書類に不足がありましたらお申しつけください。

また、併せて会場の方へは全漁調連会報を配布しています。その他の皆さんへは後日、郵送いたしますので、よろしく願います。

それと、いつもの約束事です。携帯をお持ちの方は、マナーモードの設定をお願いします。ご発言の際には、挙手の上、議長の指名を受けた後をお願いします。途中退席される際には、挙手の上、議長の許可の下、退席されてください。

本日はウェブ併用の会議となっております。会場にお越しの方は専用のマイクがありますので、スイッチをオンにしてから発言をお願いします。また、ウェブ参加の方は、発言される際にマイクをオン、それ以外はオフをお願いします。カメラは原則としてオンにしてください。

それから、会議の資料については、通信速度の関係もあり、画面共有をしないよう進めてきましたが、ご意見ありますでしょうか。不都合がある場合は、お申しつけください。

では、ただいまより、令和6年度第3回沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。

議事に入る前に、本日の出席状況を確認させていただきます。

本日の出席状況ですが、会場には、上原会長、赤嶺委員、大嶺委員、八前委員、山内委員、新立委員の6名にお越しいただいております。

ウェブでは、池田委員、当真委員、大谷委員、山川委員、城間委員、藤田委員の6名にご参加いただいておりますので、委員定数15名に対し12名のご出席があり、本日の委員会は成立しております。

本委員会の議事進行につきましては、運営等規程第6条により、議長は会長が務めることとなっております。

それでは、上原会長、よろしく願いいたします。

○上原会長 皆さん、こんにちは。

それでは、これより本日の議事を進めさせていただきます。

本日の議案は3題と、報告事項が4件提案されておりますので、ご審議をよろしくお願いをいたします。

その前に、本日の議事録署名人のご指名をさせていただきます、本日の議事録署名人に、大嶺委員、藤田委員のお二方をお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

はい、ありがとうございます。

【報告事項1 本永文彦主任書記の事務局職員表彰について】

○上原会長 議事に入ります前に、表彰の報告がありますので、先に事務局のほうから説明をしてください。

○事務局（米丸） はい、事務局のほうからご説明いたします。

議案書の74ページをご覧ください。

先月17日に東京で開催されました令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会において、本県の事務局職員であります本永文彦主任書記のほうに、事務局職員永年勤続ほう賞を受賞いたしましたので、ご報告いたします。

下の表のほうにありますけれども、職員としての在職期間は、平成8年から令和6年の3月31日までで、通算10年間、事務局職員として在職されましたということで表彰を受けております。備考のほうですね、当海区で継続して発動しているウミガメの採捕や浮魚礁を利用した漁業、マチ類の資源保護等の指示の検討段階から運用に至るまで、多大な貢献をされました。誠におめでとうございます。

なお、連合会の総会当日は、本永のほうが欠席のため、賞状の授与ができませんでしたので、この場をお借りして、ぜひ、上原会長のほうから授与いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(賞状授与)

○上原会長 表彰状、沖縄海区漁業調整委員会、本永文彦殿。

あなたは海区漁業調整委員会事務局職員として10年有余の永きにわたり職務に精励され、その功績は誠に顕著であります。よってその功績に感謝し、ここに表彰します。

令和6年5月17日、全国海区漁業調整委員会連合会会長、今野智光。

ご苦労さまでした。(拍手)

長い間ご苦労さまでした。ぜひ、こちら皆さんに一言ご挨拶をいただければと思いますので、よろしく願いします。

○事務局（本永） どうも委員の皆さん、ありがとうございます。

海区の事務局としては10年なんですけれども、事務局をしています漁業管理班、その前は漁業調整係と呼んでいて、合計すると16年間、何だかんだと海区の仕事には関わっております。最近では、昨年、漁業権の免許したときの担当をされていて、皆さんには大変お世話になりました。

委員会指示以外に、漁業権の仕事も長年やっていて、ざっと数えたら、5年ごとに免許の切替えがあるんですが、これを4回やっています、さらに、5年の間に、途中免許とか中間免許と言われているものを3回やっていて、合計7回、本委員会には大変世話になっております。本委員会は、漁業調整、資源管理、そして漁業権の免許という、大きな役割を担っておりますので、引き続き、委員の皆さんには活躍してくれるようお願いいたします。

本日は賞状の授与、ありがとうございます。(拍手)

○事務局（米丸） 本永さん、本当におめでとうございます。なかなか事務局職員として10年余り勤務されるということは、ないことですので、本当に貴重な賞をいただいたこととなります。本当におめでとうございます。

○上原会長 はい、ありがとうございます。

【第1号議案 浮魚礁の敷設承認申請について】

○上原会長 それでは、議事のほうに入らせていただきたいと思います。

第1号議案 浮魚礁の敷設承認申請について、事務局から説明をしてください。

○事務局（米丸） 事務局からご説明いたします。

議案書、戻りまして1ページをご覧ください。

今回は、年度の更新に伴う再承認申請が22基分来ておりますので、ご審議をお願いいたします。委員会指示の抜粋を枠内に記載しておりますので、ご確認ください。

すみません、ちょっとカメラが調子悪くて申し訳ないですが、このまま進めさせていただきます。

また、2ページのほうに、承認の流れについて、フロー図に赤矢印で今回の申請を示していますので、ご確認ください。

審議に当たりまして、本日時点の浮魚礁の承認等基数の一覧を3ページと4ページにまとめておりますので、ご確認ください。

続いて、5ページですね。申請一覧になります。ご覧ください。

年度の更新に伴う再承認について、国頭村、本部町、那覇市沿岸漁協、渡嘉敷漁協、知念漁協、沖縄市漁協、うるま市から計22件の申請があります。渡嘉敷、知念、沖縄市漁協の10基が表層型、残り12基が中層型です。

このとき、敷設位置が協議位置より2分以上離れていなければ、協議書不要の再承認となり、申請の22件全てが2分以上離れていないことを事務局のほうで確認しています。

6ページのほうに、今回申請のある浮魚礁の位置図のほうを掲載していますので、ご確認ください。

7ページから42ページのほうに、今回申請のある浮魚礁の申請書を掲載しておりますので、ご確認ください。

短いですが、事務局からは以上になります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○上原会長 少し資料を見てください。

○事務局（米丸） すみません。少し資料をご確認いただければと思います。

○上原会長 はい、それでは、資料のほうを確認をしていただいているところだと思っておりますが、第1号議案について、何かお気づきの点、ご

質問等ございますでしょうか。

特にご意見、ご質問等がないようですので、お諮りしたいと思います
が、よろしいですか。

(「はい」という声、あり)

○上原会長 それでは、第1号議案 浮魚礁の敷設承認申請について、
提案のとおり承認をするということでよろしいでしょうか。

(「はい」という声多数)

○上原会長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、第1
号議案については、申請のとおり承認することといたします。

では、次の議案に移ります。

[第2号議案 ウミガメの採捕承認申請について]

○上原会長 第2号議案 ウミガメの採捕承認申請について、事務局
より説明をしてください。

○事務局(米丸) 事務局からご説明いたします。

議案書43ページをご覧ください。

第2号議案は、ウミガメの採捕承認申請について、試験研究目的での
申請が3件ありますので、ご審議をお願いいたします。

委員会指示を枠内に抜粋して記載しておりますので、ご確認ください。
次、44ページをご覧ください。

今回は、琉球大学ウミガメ研究会ちゅらがーみーから読谷村漁協定置
網における混獲調査と、石垣島ウミガメ研究会から石垣島で産卵するウ
ミガメ類の上陸・産卵実態に関する調査の2件、こちらを継続調査とし
て申請があります。

石垣島ウミガメ研究会の申請につきましては、アカウミガメのみ、今
年は20頭から10頭に減らして申請されております。表の中に、令和5年
度の実績を確認できるかと思いますが、やはり今、アカウミガメの産卵
が非常に少ないということで、アカウミガメについては10頭に減らして
の申請となっております。

また、2番目ですね、NPO法人Sea Turtle Ecology Labからアカウミガメ幼体の回遊生態に関する調査として、新規の
申請があります。

なお、本件と石垣島ウミガメ研究会の申請について、肩書は変わります
が、いずれも水産技術研究所八重山庁舎の奥山さんが研究に関わって
おります。

45ページからちゅらがーみーの承認証案と、47ページから申請書のほ

うを掲載しております。こちら継続調査ですので、内容のほうは割愛させていただきます。

51ページからSea Turtle Ecology Labの承認証の案と、53ページから申請書のほうを掲載しております。

54ページのほうから調査計画書がありますので、簡単にご説明させていただきます。

まず、背景と目的ですが、アカウミガメの産卵数は、現在、過去最低レベルで推移しており、資源回復を考える上で生態の理解が非常に重要であるということから、小型衛星発信機を用いたアカウミガメ幼体の移動・回遊経路を明らかにすることを目的とする、とあります。

材料と方法ですけれども、本部町の海洋博公園内もしくは備瀬地区の浜において、アカウミガメふ化個体30個体を採捕し、美ら海水族館の飼育水槽で3か月程度飼育後、成長のよい12個体に発信機を装着して放流するというので、予想される結果としましては、半年から1年程度の追跡によって、アカウミガメ初期生活史における移動・回遊、生息域を明らかにすることができる、というふうにあります。こちら美ら島財団のほうも協力して取り組む研究になっております。

続いて、57ページから石垣島ウミガメ研究会の承認証案と、59ページから申請書のほうを掲載しております。こちら例年どおりの申請になっておりますので、内容は割愛しますが、先ほども申し上げましたとおり、アカウミガメの産卵個体の採捕に関してのみ、20頭から10頭に減らして申請されております。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○上原会長 第2号議案について、事務局より説明がありました。

本件について、何かご意見、ご質問等ありましたら、よろしく願いをいたします。

特にご質問等がなければ、お諮りしたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」という声、あり)

○上原会長 それでは、第2号議案 ウミガメの採捕承認申請について、申請のとおり承認をするということによろしいでしょうか。

(「はい」という声多数)

○上原会長 ありがとうございます。ご異議ないようでございますので、第2号議案については、提案のとおり承認することといたします。

【第3号議案 ソデイカの採捕禁止期間に係る試験研究の適用除外申請について】

○上原会長 次に、第3号議案 ソデイカの採捕禁止期間に係る試験研究の適用除外申請についてを提案します。事務局から説明をしてください。

○事務局（米丸） 事務局からご説明いたします。

議案書67ページをご覧ください。

第3号議案は、ソデイカの採捕禁止期間に係る試験研究の適用除外申請について、沖縄県水産海洋技術センターから申請がありますので、ご審議をお願いいたします。

委員会指示の内容を枠内に抜粋して記載しておりますので、ご確認ください。

68 ページに承認証の案、69 ページに申請書を掲載しています。

承認証案につきまして、宛名は水産海洋技術センター所長、操業区域は沖縄海区、操業方法はトビイカ漁での混獲としては一本釣り、操業期間は本日、令和6年6月14日から令和6年9月30日、こちらが委員会指示の末日までとなっております。後ほど水産海洋技術センターの秋田から説明いただきますけれども、71 ページの実施計画のほうでは11月末日までの計画となっておりますけれども、委員会指示の関係で9月末日までの承認となりますので、10月以降に関しては再度申請いただくこととなります。

70 ページに、申請書の添付にはなるんですけれども、68 ページの承認証案で記載する漁業者及び漁船のリストを添付しています。なお、68 ページのほうですね、様式の関係で漁船の項目に採捕従事者という項目がなかったことから、6番の制限または条件の項目へ「採捕に従事する者は以下の者とする」として、漁業者の住所、氏名を掲載する予定です。

なお、許可証携帯の必要性があるため、今回の承認証に関しましては、70 ページにあります27隻の船に対して、承認証携帯の必要性があるため、今回の承認証は70 ページの27隻に対して、承認番号6-2-(1~27)として27枚発行する予定です。

それでは、本日、水産海洋技術センターのほうから秋田が研究計画の説明に来ておりますので、続けて説明していただきたいと思っております。

秋田さん、よろしく申し上げます。

○水産海洋技術センター（秋田） よろしく申し上げます。水産海洋技術センター普及班の秋田と申します。

今回、研究班のほうの北と田畑が業務の都合で、本日こちらに来られ

ませんでしたので、私が外勤の都合でこちらに来られることになりましたので、私のほうから説明させていただこうと思います。

研究のタイトルがトビイカ漁業で混獲されるソデイカの採捕ということで、ソデイカの禁漁期間中も操業されているトビイカ漁では、度々小さいソデイカが漁獲されるということを各浜で伺っております。そこで、今回、知念漁協さん、トビイカ漁船が非常に多い知念漁協さんにご協力いただいて、このような研究を実施することになりました。

71 ページ、2 番、内容のほうですね、本県の重要な水産資源であるソデイカの持続的な利用に向け、当センターでは、成長や成熟等の資源生物学的特性の調査・研究を進めている。本種は、寿命が1年であることから、詳細な生態の把握には、周年にわたり標本を収集する必要がある。

しかしながら、これまでの研究サンプルについては、どうしても漁期中に得られた標本を中心に集めてきたことから、禁漁期のサンプルが非常に限られている状態になっています。そこで、先ほども述べたように、知念漁協のトビイカ漁船が混獲するソデイカを収集することにより、採捕禁止期間のソデイカの資源生物学的特性を解明して、資源管理の高度化を目指すといった内容になっております。

3 番の調査に関する許認可関係で、本調査では、沖縄海区漁業調整委員会指示5第7号第2に規定された採捕禁止期間中にソデイカを採取するため、同指示第6の規定の基づき、委員会から適用除外の承認を得たいと考えております。

4 番の採捕の予定なんですけど、月に最大30個体採捕することを想定しております。それで、研究期間を通して6か月間、合計30掛ける6で180個体というのを見込んでおります。

5 番の方法ですが、知念漁協の所属のソデイカ漁船が混獲するものを収集するのに加え……、ごめんなさい、これトビイカの間違いですね、失礼しました。1番は、トビイカ漁船が混獲するソデイカを収集する。2、収集したソデイカは水産海洋技術センターに持ち帰り、測定・解剖後、各種分析を行う。3、分析は、平衡石による日齢査定、生殖腺の観察による成熟特性の把握を実施する。4、分析後の標本は、研究機関に保管するか、適切に廃棄処分する。

6 番の採捕する海域ですが、こちらは沖縄海域、73 ページに図を載せておりますが、沖縄周辺の海域を予定しております。ただし、海域公園地区等の採捕行為が制限された海域や浮魚礁周辺での海域を除くとしております。

採捕期間ですが、先ほど事務局から説明があったように、令和6年、

本日承認が得られて以降、ソデイカの禁漁が明けるまでの 11 月 30 日を予定しておりますが、委員会指示の有効期間の都合上、9 月に再度申請をさせていただき予定しております。

72 ページに行っていただいて、予想される結果、これまで当センターで収集したソデイカ標本は採集月が漁期に偏っているため、詳細な誕生日や産卵期の推定が困難である。これらの標本に採捕禁止期間の標本が加わることにより、詳細な誕生日及び産卵月の推定が可能となるとあります。

これに加えて、今、成長曲線を標本の日齢に基づいて作成しているんですけども、その曲線の立ち上がりのところですね、若齢の標本が今はほとんどない状態ですので、そのあたりの精度向上に資するということになっております。

公開の方法ですが、水産海洋技術センター事業報告書、学会発表、学術論文等により、調査結果を公表する予定であります。

活動機関は、水産海洋技術センター海洋資源・養殖班となっており、研究代表者は北朋紘研究員となっております。

ちょっと戻っていただいて、70 ページですね、調査に協力いただく予定の知念漁協のトビイカ漁船の一覧を載せております。こちらは、漁協のほうに相談させていただいて、一旦、トビイカ漁でソデイカを混獲する可能性がある方をリストアップいただきました。一旦、この全ての方、可能性があるので、承認はいただいております、実際に採捕された方だとか、積極的にご協力いただける方に、協力をいただきながら標本を集めていく考えです。ですから、全員が主体的にこの研究に参加されるというわけではなくて、混獲されてしまったものを持ち帰って標本にすることを想定しておりますので、このように 27 名、多い人数がリストアップされております。

私のほうから説明は以上になります。どうぞよろしく申し上げます。

○上原会長 はい、ただいま 3 号議案について説明がございました。

本件について、何かご意見、ご質問等がありましたらお願いをしたいと思います。

八前委員。

○八前委員 研究については別に問題はないと思うんですが、70 ページの、その人のところ、漁業者名簿のところ、13、14 と、17、18 がかぶっているんですけども、この場合は、人にあげるもの、誰か船長を雇って、あと 1 隻持たせている可能性も多分考えられるので、その場合は、人にあげるんだったらその人を入れたほうがいいのか、船に対して

あげるのか、そこがちょっと分からないんですが。

○事務局（米丸） 事務局からご回答します。

そうですね、採捕に従事される方ということなので、船長さんに、承認の宛名自体は水技センターの所長さんにはなるんですけども、採捕に従事される方としましては、その船で操業される方に対して承認を出したほうがよろしいかと思えます。

○上原会長 それでいいですか。

○水産海洋技術センター（秋田） 私のほうから補足させていただきますが、この20ページのリストは、漁協から出していただいた水揚げの伝票に基づいて作成しているんですよ。なので、同じ人が2隻の船を使って水揚げの実績があるということで、それぞれの船で操業する可能性がありますので、それで名前がダブって載っていることになります。実態としては、ひょっとしたら船舶の使用者の別の方、ご家族の方とかが操業していて、このもう1隻の漁船で水揚げするということもあるので、ちょっと米丸のほうとも調整しますが、船に対して出すのか、人に対して出すのかという点で、少し整理をしたいと思えます。

○上原会長 大丈夫ですか、八前委員。

○八前委員 どちらか、船に対して出すのか、人に対して出すのかで、しっかりと承認証をつくるということでもよろしいんですよ。

○上原会長 事務局。

○事務局（米丸） はい、委員会指示違反とならないように、適切に承認を出したいと思えます。

○上原会長 はい、ほか、ご意見、ご質問等ございませんか。

（「はい」という声、あり）

○上原会長 はい、特にご意見等ないようですので、お諮りをしたいと思えます。第3号議案について、原案のとおり承認をするということでもよろしいですか。

（「はい」という声多数）

○上原会長 ありがとうございます。ご異議ないようですので、第3号議案については、提案のとおり承認することといたします。

議案は以上ですが、本日の議案のほかに、何かこの場でご発言があれば承りますが、ございますか。

（発言する声なし）

〔報告事項2 くろまぐろ令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について〕

○上原会長 特にないようですので、あと報告事項が3件残っておりますので、事務局のほうから報告事項を順次説明をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局（松崎） 事務局の松崎でございます。

では、報告事項の2 くろまぐろ令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、ご説明をさせていただきます。

資料の76ページをご覧ください。

本件は、前回の海区委員会でも報告をさせていただいた追加配分に関わる部分でございます。国のほうから5月31日に追加配分がございまして、それに対応した事務の報告ということになります。

上から順に読み上げます。

令和6年5月31日、農林水産大臣より令和6管理年度に係るくろまぐろの漁獲可能量について、都道府県別漁獲可能量の変更に関する通知がありました。

通知文書につきましては、77ページの別紙1に掲載しております。

今回該当する箇所は、表の一番下の段の箇所になります。

くろまぐろ大型魚が変更前154.6トンであったものが、今回の変更に伴いまして173.1トンに変更されております。

では続けて、76ページの3段目、読み上げます。

沖縄県資源管理方針において、くろまぐろ漁業前期（4月から7月）に、都道府県別漁獲可能量が追加されたときは、追加された漁獲可能量全て、前期知事管理漁獲可能量とすることが定められていますが、前期漁獲可能量は、追加配分を加えた前期知事管理漁獲可能量の157.4トンを上回っていました。

続けて4段目に行きます。

そこで県は、令和6年6月7日付で知事管理漁獲可能量を国からの追加配分18.5トン及び前期留保枠から10.2トン追加した数量に変更し、公表しました。

変更内容につきましては、78ページの別紙2をご覧ください。

新旧対照表を掲載しておりまして、変更前のものが右側になります。右側下段のほうをご覧ください。

こちら変更前の知事管理漁獲量となっております。前期の漁獲枠は138.9トンとなっております。こちらに国からの追加配分18.5トンを加えた値が、この前期の知事管理漁獲可能量となっておりますけれども、

5月17日の採捕停止までの漁獲量が167.6トンに達していたことから、留保枠13.7トンのうち10.2トンを前期知事管理漁獲可能量に加えまして、変更をいたしました。その変更後が左側下段の表の内容となっておりますので、ご確認をお願いいたします。

隣の79ページの別紙3は、こちらの変更内容を公表した際の資料となっておりますので、ご確認ください。

それでは、76ページの内容に戻らせていただきます。

5段目、読み上げます。

知事管理漁獲可能量の変更においては、漁業法第16条の規定に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聴くことが義務づけられており、本件は、令和6年2月9日の海区漁業調整委員会において、あらかじめ答申をいただいた内容に基づいて手続を行っております。こちらも前回の追加配分と同じ対応になっておりますので、ご承知のほどよろしくをお願いいたします。

ここまで説明申し上げたところ、大変恐縮なんですけれども、一番下の※印ご確認ください。

くろまぐろ前期漁獲可能量が、集計ミスにより、167.6トンから168.2トンに変更となる見込みです。こちらの変更につきましては、前期漁獲可能量にさらに留保枠を0.6トン追加することによって、前期漁獲可能量168.2トンに変更する手続を予定しております。また手続が完了いたしましたら、こちらの委員会のほうでご報告をさせていただくこととさせていただきますと思います。

報告事項2については以上となります。

【報告事項3 太平洋広域漁業調整委員会承認船に対応するための資源管理方針の改正及び漁獲可能量の融通について】

では、続けて報告事項3について説明をさせていただきます。

資料80ページをご覧ください。

太平洋広域漁業調整委員会承認船に対応するための資源管理方針の改正及び漁獲可能量の融通について、説明をさせていただきます。

こちらについては、既にご承知の方も大勢いらっしゃるかと存じますが、現在、沖縄県の知事管理漁船の中に1隻だけ、太平洋広域漁業調整委員会から承認を受けており、太平洋上の遠方の漁場で操業することができる漁船が1隻おられます。こちらの漁船が、沖縄県近海で操業できないタイミングで、この遠方で操業を行うことによって、独占的に漁獲枠を使用することができる状況となっていることが、ただいま課題

となっております。これに対応するための経緯等についてご説明をさせていただきます。

では順に読み上げていきたいと思えます。2段目から読み上げます。

こちら、以降、太平洋広域漁業調整委員会承認船に関しましては承認船と記載をさせていただきます。

承認船は、沖縄県近海でほとんど水揚げがない8月から4月の中旬にかけて、太平洋で操業し、ほかの漁船が漁獲枠を利用できない状況で、独占的に大きな漁獲を挙げております。

承認船主に対しましては、昨年11月以降、漁業団体と共に複数回にわたって操業の自粛要請を行い、県内漁業者の平等な操業機会の確保をお願いしてまいりました。ですが、今年の4月上旬、こちらの自粛要請を受け入れていただくことができませんでして、太平洋上の遠方漁場で13.2トンの漁獲を行っているという背景がございます。こちらのこの自粛要請から、実際漁獲に至るまでの流れにつきましては、81ページと82ページの資料で経緯を掲載しておりますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

では、80ページの4段目から読み上げます。

沖縄県は、来年度の知事管理くろまぐろ漁業の平等な操業機会を確保するため、沖縄県資源管理方針案を作成し、県内水産業界及び水産庁と調整を行っているところです。調整及びパブリックコメントが完了し次第、本委員会にお諮りし、その後、大臣の承認を得て、実際に方針改正という運びになってまいります。

次の欄いきます。

県は、業界からの要請に基づく漁獲可能量の融通を行い、来年度の漁獲可能量を維持できるよう、他県と調整する予定で、今、手続を進めているところです。

まず、資源管理方針案の内容について、別紙2、資料ですと83ページから85ページにまとめておりますので、各自でご確認をいただきますようお願いいたします。

また、86ページには、今回の方針案作成を行うに当たって引用しました、平成31年度から令和5年度の県内知事管理くろまぐろ漁業の実績を掲載しておりますので、こちら併せてご確認ください。

最後に、別紙3なんですけれども、一番最後にご説明をいたしました、漁獲枠の融通というものについてまとめた資料となっております。

くろまぐろの漁獲枠というものは、国から当初、年度初めに当初配分として渡されるものに加えて、追加配分として与えられたものが1年間

のくろまぐろの年間漁獲可能量となっているんですけども、この漁獲可能量を他県に譲ることができるルールがございます。こちらを譲ることによって、来年度の漁獲可能量を増やすことができるものとなっておりますので、こういった形で、来年度の漁獲可能量の増大というところで進めていきたいというふうに考えているところです。

別紙3の内容につきましても、各自でご確認をいただきますようお願いいたします。

報告事項3につきましては以上となります。

○上原会長 報告事項2と3については関連します。くろまぐろについては関連案件ですので、本件について、何かご質問等、ご意見がありましたら、よろしくお願いをしたいと思います。

山内委員、どうぞ。

○山内委員 一つ確認ですけども、今後の手続としては、今日の海区の承認をもらって、パブリックコメントをやるということでしょうか。

○事務局（松崎） 今回の確認については、進捗のご報告というような位置づけとさせていただきたいというふうに考えておりました、と申しますのも、現在、水産庁のほうと業界のほうとの意見調整といえますか、その方針ですとか、あとニーズの確認といえますか、そういったことも進捗中の段階でございますので、そういったところの情報がまとまり次第、パブリックコメントに移行していくということを予定しております。

○山内委員 そのパブリックコメントが一月ほどかかるということですが、その後、大臣の承認をもらってということでしょうか。

○事務局（松崎） はい、おっしゃるとおりです。1か月ほど必要となって、公開期間が1か月必要となっております。

○山内委員 となると、具体的に、8月から沖縄県は解禁になるわけですけども、大臣の承認をいただけるのは何月頃になるのでしょうか。

○事務局（松崎） そうですね。委員の皆様のご協力も必要にはなってくるんですけども、手続の順番といたしましては、山内委員がおっしゃったように、パブリックコメントで1か月、一般の方からの意見を聴取する機会を設けまして、その後に、この海区委員の皆さんの承認というものが必要になってまいりますけれども、定例のスケジュールでいきますと、その承認をいただくタイミングが8月の第2週ということになってまいりますので、この場合だと8月の解禁に間に合わないという事態が想定されます。ですので、この8月の解禁に間に合わせるということになりますと、パブリックコメントが終了し次第、臨時の委員会で

お諮りをするというような対応を取っていただくことで、その何とか期間に間に合わせるといったような対応が必要になってくる可能性もございます。

○山内委員 もうちょっと、それを経た上で大臣の、大まかに承認がもらえるのはいつ頃というふうに考えてよろしいのでしょうか。大まかでいいです。

○事務局（松崎） もしも、定例のスケジュールでいった場合は、恐らく8月下旬から9月上旬に承認ということを予定しております。もしも、委員会のほうを臨時で開催いただくということになった場合は、お諮りしてすぐに大臣のほうに申請して、恐らく二、三週間程度必要となりますので、8月上旬、食い込むか食い込まないか程度になってしまうのではないかなというふうに見込んで……。

（「9月」という声、あり）

○事務局（松崎） こちらは、パブリックコメントをなるべく早い段階で行って、その終わり次第、すぐにお諮りした場合の想定になりますが、8月間に合うかどうか、今ぎりぎりのところではないかというふうに考えております。

○山内委員 大臣の承認を急ぎいただくという問題かと思えますけれども、融通のほうも、他県への融通も併せてやったほうが良いのかなと思います。

以上です。

○事務局（松崎） そうですね。はい、すみません。おっしゃるように、今、8月の解禁に間に合わないという事態も想定されているところでございますので、この他県への融通ということも併せて、双方、並行しながら進めていく予定にしておりますので、よろしく願いいたします。

○上原会長 はい、よろしいですか。

どうぞ、城間委員。

○城間委員 1点だけ確認したいんですが、この太平洋広域漁業調整委員会の出している承認なんですけれども、これなぜ、このような承認が出されているんですかね。いってみれば沖縄の海区に困るような承認だと思えるんですけれども、逆に、この広域調整委員会のほうの承認というのは、そういったところが制限するということはできないのでしょうか。もちろん別の委員会なので、僕らが口出しできることではないんですけれども、そういうことができない事情というのは、どういうところなんですか。

○上原会長 この件については、事務局のほうで、答えられる範囲でいいです。

○事務局（米丸） 事務局の米丸です。

もしかしたら、山内委員のほう詳しいかもしれないですけども、この広域漁業調整委員会の承認になった経緯につきましては、もともとくろまぐろの資源管理をしないといけないというところで、まず最初に、沿岸くろまぐろ漁業の届出制というものが始まりました。こちらも広域漁業調整委員会に対して届出を出して、そこでまず、くろまぐろを漁獲している船の数を把握しよう。これが平成26年から、広域漁業調整委員会の承認制に移行して、それ以降、くろまぐろを資源管理するというのもあって、承認の数を増やさないようにということで、承認制に移行したというような流れがあります。

それでですね、沖縄県の場合は結構特殊でして、くろまぐろの採捕の実態が、ほぼほぼまぐろはえ縄漁業で、うちの場合は、うちと東京都さんだけなんですけれども、まぐろはえ縄というものが知事許可漁業として数の管理が行われていたことから、九州西・日本海広域漁業調整委員会というところでは、まぐろはえ縄漁業に関しては、沿岸くろまぐろ漁業の承認を取らずに、くろまぐろを狙って採捕ができるというふうに整理されております。

一方、太平洋広域漁業調整委員会のほうは、沖縄県の海域ではないということで、沖縄県のまぐろはえ縄の知事許可が承認不要の対象とならなかったことから、そこで唯一、承認制に移行したときに、この1隻のみが承認を取得していて、それが今、問題になってきているというような経緯になります。

大丈夫でしょうか。

○城間委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○上原会長 よろしいですか。

じゃ、山内委員、お願いします。

○山内委員 私もあんまり詳しくは、米丸さんみたいな説明はできないと思いますけれども、この太平洋広域漁業調整委員会の承認制は、実は他県の船も取得しているんですね。特に長崎とか、日本海側にいる曳き縄船、小型のまぐろを取っているという曳き縄船たちが多く承認証を取得しております。太平洋側の漁場で、彼は操業できますよということで、付与していると思いますけれども、沖縄県でも、先ほど米丸さんが説明したように、届出制のときに数隻いました。ところが、平成26年でしたか、承認証に切り替わったときに、ほとんどが更新していなくて、

この1隻だけがやっちゃったんですね。で、その承認証というのは、東経131度24分27秒以東、いわゆる太平洋広域漁業調整委員会が設定している線から東側で、くろまぐろを取ってもいいですよという承認証ですね、合法です。結局のところ、131度24分以東ですから、三陸沖も入るんですね。近年、北海道あるいは三陸沖で、爆発的にくろまぐろの資源が回復しております。値段も高いことから、この船はわざわざそこまで出向いて、県知事枠、皆さんが使わない間に県知事枠を使って、塩釜とか、塩釜魚市場ですね、そういうところに水揚げをして、大きな金額、売上げにつなげていったと、こういった実態が発生しました。ここで、県知事枠というものが、これは沖縄県知事許可船の全体のパイであるにもかかわらず、この1隻だけが独占的に使うという問題が大問題になりまして、昨年からずっと指摘はしておったんですが、今回の改正案というか、資源管理方針の変更をかけることで、抑止できるんじゃないかという考え方をもって、今、事務局が水産庁と調整をしていると、そういう事情ですね。理解できましたでしょうか。

○城間委員 ありがとうございます。

○上原会長 はい、この件については、今、事務局から説明があったとおり、手続をぜひ進めていただければというふうに思います。

【報告事項4 固定式刺網漁業の無許可操業について】

○上原会長 次に、4番目の報告事項、お願いしていいですか。

○事務局（紫波） 報告いたします。

固定式刺網漁業の無許可操業について、88ページのほうをご覧ください。

令和6年5月13日に、中城海上保安部より県に対して、沖縄県漁業調整規則第4条第6号に定める知事許可漁業である固定式刺網漁業の、すみません、これ無免許とありますが無許可です、無許可操業があったとの情報提供がありました。

本県漁業者が、固定式刺網漁業の知事の許可を得ずに、所属漁協から免許を受けている共同漁業権外で、固定式刺網漁業を操業していました。

すみません、ちょっと固定式刺網漁業の許可の話をさせてください。

固定式刺網漁業は、基本的に知事許可が必要なものとされているものですが、漁協のほうで固定式刺網漁業が共同漁業権の中に入っている場合は、その中で漁業権行使者である組合員の方が操業を行う場合は、知事許可漁業が必要ありません。すなわち、共同漁業権外で操業する場合は、知事許可漁業が必要になってくる漁業ということになります。

資料のほうに戻ります。

本県漁業者は、同保安部に対し、船を固定するようしっかりとした錨や鉄筋を仕込んで網を固定するものが固定式刺網であり、それ以外の錨など、資料1のほうをご覧ください。こちらのほうに写真があるものがおもりで、沈子で使っていたものです。こちらを使用し固定する場合は、潮流などにより錨などが移動し得るため、固定式刺網ではないと申し立てました。また、同保安部が同漁協を調査したところ、同様の認識で操業する所属組合員が多数いることが分かりました。

県は、同項で定める固定式刺網とは、錨などで漁具を移動しないように固定した刺網であり、また、この錨などには、自然石やコンクリートブロックなどの沈子も含まれると解釈しています。

資料2のほうをご覧ください。

90ページから、こちらのほうは沖縄県の漁具・漁法という、沖縄県漁業振興基金が発行している資料から提供させていただきます。

こちらのほうでは、代表的な固定式刺網漁業、刺網を固定する漁業ということで、八重山漁業協同組合様のものを紹介させていただきます。

こちらのほう、92ページをご覧ください。

92ページの表1-1、漁具の仕様の符号カのところ、「碇」とあります。こちらのほう、材質のほうということで石という形で、おもりを石で、沈子を石、いかりなどを石で使用しておりますので、こちらのほうは、常識的には固定式刺網というものは、そういう天然石なども含まれるというふうに解釈しておりました。

戻ります。

そのため、県は、令和6年6月11日に、同海上保安部と合同で当該漁協代表理事組合長へ口頭にて、固定式刺網の定義及び不許可操業の罰則を説明しまして、所属組合員へ指導を行うよう求めました。同組合長の固定式刺網の認識も本県漁業者と同じでしたが、県の定義を理解し、指導を行うということをおっしゃっていただき、また、6月末に行われる総会においても周知を行い、県が作成した固定式刺網周知パンフレット、資料3のほうをご覧ください、94ページのほうになります。こちらのほうを、事務所などに貼り付けいたしました。

また、県は、各漁協へ、こちらのパンフレットを、はやてのほうから提供し、漁業者が規則の解釈を今後誤ることがないように、周知を依頼することを考えております。

すみません、私のほうから、もう一つ資料の訂正なんですけれども、94ページのこちらの固定式刺網漁業のこちらのチラシなんですけど、すみません、こちらの無許可操業という言葉は、ちょっと削除したいと思い

ます。理由としては、知事許可漁業を得ていても、操業区域外にして操業した場合は、無許可操業ではなくて、定められた操業区域のほかで操業したということで、ちょっと無許可操業とは違う、制限事項の違反ということになります。罰則自体は変わりません。3年以下の懲役または300万円以下の罰金に処せられます。

報告は以上です。

○上原会長 ありがとうございます。

ただいまの報告に対して、何か委員の皆様からご意見、ご質問等ありますでしょうか。

○山内委員 消すだけですか。

○事務局（紫波） 無許可操業として部分を消していただければと思います。申し訳ございません。

○上原会長 特に、報告事項についてご質問等がなければ、これで議事を終了しますが、よろしいですか。

（「はい」という声、あり）

○上原会長 はい、特にないようですので、最後に附帯決議を採らせていただきます。

本日の決議事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については、事務局に一任するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」という声多数）

○上原会長 はい、ありがとうございます。

では、附帯決議については承認をいたします。

それでは、以上で議案が終わりましたので、進行を事務局のほうに移したいと思います。ご協力ありがとうございました。

○事務局（井上） 上原会長、議事の進行ありがとうございました。また、委員の皆様もお忙しいところご参加いただき、ありがとうございます。

事務局から次回の日程についてアナウンスいたします。

令和6年度第4回委員会は、7月12日金曜日、14時から開催予定となります。会場は、今回と同じく県庁6階第2特別会議室で、ウェブを併用した開催を予定しておりますので、ご参加のほどよろしく願いいたします。

もう1件ございまして、まだ先の話ですが、11月8日に予定している委員会ですが、同日に沖縄県青壮年・女性漁業者交流大会が入ってしまいましたので、日程をずらす必要があります。前後の週で、1日もしくは15日の金曜日あたりで調整したいと考えておりますので、現時点で不

都合などがあればお知らせください。また、この件については、これからも調整していきますのでよろしくお願いいたします。

最後に質問、ご確認がございましたら発言をお願いしますが、よろしいでしょうか。

（「はい」という声、あり）

○事務局（井上） ありがとうございます。

それでは、以上をもって終了させていただきます。ウェブ参加の委員の皆様はご退席いただいて構いません。ありがとうございました。次回の委員会もよろしくお願いいたします。失礼いたします。